

新潟市理容師法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第19号

新潟市理容師法施行条例等の一部を改正する条例

(新潟市理容師法施行条例の一部改正)

第1条 新潟市理容師法施行条例（平成24年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

(新潟市美容師法施行条例の一部改正)

第2条 新潟市美容師法施行条例（平成24年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

(新潟市クリーニング業法施行条例の一部改正)

第3条 新潟市クリーニング業法施行条例（平成24年新潟市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削る。

第3条第3号を次のように改める。

(3) その他の措置 洗濯物の取扱量に応じた適当な広さの受渡台を設けること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。